

## 人事院公示第1号

人事院は、人事院規則2—4（人事院の職員に対する権限の委任）第2項の規定に基づき、人事院規則1—72（職員の平成三十七年国際博覧会特措法第十四条第一項の規定により指定された博覧会協会への派遣）に定める人事院の権限及び所掌事務の一部委任に関し、次のとおり決定した。

令和元年5月23日

人事院総裁 一 宮 なほみ

### 1 委任を受ける職員の職名

人事院事務総長

### 2 委任する権限及び所掌事務

- 一 人事院規則1—72（職員の平成三十七年国際博覧会特措法第十四条第一項の規定により指定された博覧会協会への派遣）（以下「規則」という。）第10条第1項又は第11条の規定に基づき、人事院が定めることとされている事項について定めること。
- 二 規則第12条第2項の規定に基づき、号俸を調整することについて協議に応ずること。
- 三 規則第13条第2項の規定に基づき、人事院が定めることとされている事項について定めること。

### 3 委任の効力の発生する日

令和元年5月23日